



栃木県道路公社 有料道路料金表 (平成24年4月1日現在)

日光宇都宮道路(日光道)

(お問い合わせ先:大沢料金所 TEL 0288-26-2580

:日光料金所 TEL 0288-53-3573)

※回数券はございません。

大型車 特大車	普通車 (軽自動車含む)
------------	-----------------

通常期(5月~11月) []書きは、ETC時間帯割引料金(17時~翌朝9時)※1					
670 [520]	600 [450]	450 [300]	450 [300]	300 [150]	宇都宮 (起点)
1,570 [1,220]	1,400 [1,050]	1,050 [700]	1,050 [700]	700 [350]	
520 [370]	450 [300]	300 [150]	300 [150]	大沢	200 [100]
1,220 [870]	1,050 [700]	700 [350]	700 [350]		
220	150	0	土沢	200 [100]	300 [200]
520	350	0			
220	150	今市	0	200 [100]	300 [200]
520	350				
150	日光	100	100	300 [200]	400 [300]
350					
清滝 (終点)	100	150	150	350 [250]	450 [350]

※1 ETC時間帯割引は、ETC車載器を利用LETCLレーンを無線通行された車両に限ります。

閑散期(12月~4月)					
520	450	300	300	150	宇都宮 (起点)
1,220	1,050	700	700	350	
370	300	150	150	大沢	100
870	700	350	350		
220	150	0	土沢	100	200
520	350	0			
220	150	今市	0	100	200
520	350				
150	日光	100	100	200	300
350					
清滝 (終点)	100	150	150	250	350

日塩有料道路(もみじライン)

(お問い合わせ先:藤原料金所 TEL 0288-77-1976)

車種区分	通行料金	身障者割引	回数券		
			11回券	60回券	100回券
普通車	600	300	6,100	30,500	50,000
大型車(Ⅰ)	900		9,100	45,500	72,000
大型車(Ⅱ)	2,100		21,000	106,000	168,000
軽自動車	400	200	4,050	20,500	32,000
軽車両等	50		510	2,550	4,050

日塩有料道路(龍王峡ライン)

(お問い合わせ先:上滝料金所 TEL 0288-77-2231)

車種区分	通行料金	身障者割引	回数券		
			11回券	60回券	100回券
普通車	150	80	1,530	7,650	12,000
大型車(Ⅰ)	250		2,550	12,750	20,000
大型車(Ⅱ)	550		5,600	28,000	44,000
軽自動車	100	50	1,020	5,100	8,000
軽車両等	20		200	1,020	1,630

鬼怒川有料道路(シルクウェイ)

(お問い合わせ先:鬼怒川料金所 TEL 0288-76-2215)

車種区分	通行料金	身障者割引	回数券		
			11回券	60回券	100回券
普通車	250	130	2,550	12,740	20,000
大型車(Ⅰ)	400		4,080	20,390	32,000
大型車(Ⅱ)	910		9,170	45,870	73,000
軽車両等	50		510	2,550	4,000

宇都宮鹿沼道路(さつきロード)

(お問い合わせ先:宇都宮管理所 TEL 0289-76-3171)

車種区分	通行料金	身障者割引	回数券		
			11回券	60回券	100回券
普通車	150	80	1,530	7,650	12,230
中型車	200	100	2,040	10,190	16,310
大型車	250		2,550	12,740	20,390
特大車	400		4,080	20,390	32,620
軽自動車	100	50	1,020	5,100	8,160
軽車両等	20		200	1,020	1,630

身体障害者割引制度について

有料道路の身体障害者に対する割引制度につきましては、これまで割引証によりご利用いただいていたましたが、制度が改正され、平成15年12月1日からは、身体障害者手帳又は療育手帳のみで割引が適用できるようになりました。

既に、新制度の受付手続きを済ませていることと思いますが、新しい制度は更新手続き(原則2年毎)が必要で、この手続きは有効期限満了の2ヶ月前から行うことができます。

なお、この手続きを行わず有効期限が経過した場合には、通常料金をいただくことになりますので、ご注意ください。また、記載事項に変更が生じた場合には、変更手続きが必要です。

詳しいことは福祉事務所にお尋ねください。

また、料金所での割引方法は、徴収員が手帳の記載事項を確認させていただきますので、必要事項が記載されたページを開いて、身体障害者手帳又は療育手帳を呈示していただくか、徴収員に手帳をお渡しください。